

大垣市立赤坂中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成30年4月1日改正

はじめに

ここに定める「大垣市立赤坂中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（携帯電話やインターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。いじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえ、いじめ防止の基本的な方針を定める。

- ①いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもつ。
- ②いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人がもち、いじめを許さない校風を創り出す。
- ③いじめ防止のため、教職員や仲間との信頼関係を構築し、規律ある授業づくりや集団づくりをする。
- ④いじめの早期発見に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
- ⑤地域や関係機関と連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・すべての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった・できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・すべての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるようにする。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより委員会活動や生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・道徳の時間では、内容項目 3-1「命の尊さ、生きていることのありがたさに気づき、自他の生命を尊重する態度を育成する」を全学年の重点目標として指導する。
 - ・総合的な学習の時間や宿泊体験、地域でのボランティア活動や地域行事への参加を通して、豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を構築する能力を養う。
 - ・相手を尊重した「聞き方・話し方」の授業を実施し、規律ある授業づくりをする。
 - ・生徒を価値付ける場面をできるだけ多く意図的に設定し、自己肯定感を高める。
 - ・生徒同士が仲間のよさを見つけ認め合い、相互の信頼関係を構築する。
 - ・赤坂中人権宣言を核とした生徒会活動を展開し、いじめのない学校づくりに努める。
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）**
- ・生徒に、自己肯定感・自己有用感を与える。
 - ・共感的な人間関係を育成する
 - ・自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめ対策の推進**
- ・携帯電話や通信型ゲーム機、インターネット等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、これらを介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
 - ・携帯電話や通信型ゲーム機、インターネット等におけるトラブルについて、保護者や地域の方への啓発を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケートの実施と情報収集

- ・定期的なアンケート調査を実施する。(5月・6月・10月・11月・2月) その際、常に新鮮な目でアンケートの内容に目を通し、情報収集に努める。
- ・生活記録ノートから生徒の状況を把握する。(毎日) 些細な文言に生徒の内面が潜んでいることも踏まえ、「心で読み取る」ことに配慮する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題の兆候を把握した時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用して、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめた生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得なが

ら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称を「いじめ防止対策委員会」とする

(2) 委員会は次のメンバーで構成する

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター・保護者代表・関係職員・保護司・見識ある教育関係者（元校長）

(3) 委員会の役割

- ①いじめ防止のための方策の推進と見直しを行う。
 - ・相談体制の把握と助言
 - ・保護者や地域への啓発活動の計画と実施
- ②いじめ発見時の初期対応の中心を担う。
- ③全校体制のコーディネートを行う。
- ④いじめ防止のための職員研修を行う。

5 いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容
4月	・学校のいじめ方針をHPに掲載しPTA総会で説明 ・赤坂中人権宣言の取組
5月	・学校評議員会で方針の説明・第1回アンケートの実施 ・第1回対策委員会実施
6月	・第2回アンケート調査 ・教育相談
7月	・ネットいじめについて生徒への啓発 ・第1回県いじめ調査
8月	・職員研修（いじめ防止・教育相談等）
9月	・教育相談
10月	・第3回アンケート調査
11月	・第4回アンケート調査 ・教育相談 ・人権集会に向けた取組
12月	・「人権集会」の開催 ・学校評価アンケート実施 ・第2回県いじめ調査
1月	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 （取組の評価と次年度への改善点）
2月	・生徒会のまとめ ・第5回アンケート調査 ・学校評価委員会での評価
3月	・次年度に向けた取組を公表する。 ↓

※校内関係者だけの会議は随時実施する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時の対応の手順

- ①いじめの兆候を把握したら速やかに情報共有し、学年や全校等、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ②いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。

- ③いじめに関する事実が認められた場合、大垣市教育委員会へ随時報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ④保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ⑤いじめが傷害や恐喝など悪質な場合は、保護者と相談の上、警察等に届ける。
- ⑥いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑦必要に応じて、大垣市教育委員会や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

(2)「重大事態」と判断される時の対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、大垣市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、大垣市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署等に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめ早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

- ①アンケート等の保存については、通常は1年保存とする。
- ②重大事態に発展した場合は、事態収拾まで保存とする。

9 保護者の責務

- ①いじめを行うことのないよう規範意識を養うよう努める。
- ②学校と協力して、学校のいじめ防止基本方針を推進する。